

児童の安全確保に対する緊急対応マニュアル —竜巻・風水害等発生時における対応—

吉川市立三輪野江小学校

1 授業中等で校内にいる場合

児 童 の 動 き	教 職 員 の 対 応
・校外での活動を中止して、校舎内に避難する。 ・指示があるまで、校舎外に出ない。 ・窓や昇降口などを閉め、窓から離れる。	本 部 ・風水害が発生し、その危険性がある場合、教職員は落ち着いて行動し、児童の安全確保を図る。 ・屋外で活動している時は、校舎内3階に入るよう指示する。 ・3階に避難し、待機するよう指示する。 ・校長は、教頭、教務主任等をメンバーに緊急時対応本部を設置し、テレビ、防災無線等で情報を入手する。 ・校長は、児童、教職員の安否を確認する。児童の安全確保について保護者に携帯メールで連絡する。 ・状況により、校長が授業中止を判断し、引き取りを始めることを携帯メールの連絡で保護者に知らせる。避難場所でもあるので市と連携し対応にあたる。 ・保護者が引き取りに来た時は、教室において、引き取りを行う。 ・長時間学校に待機する場合は、児童の状況把握と健康管理を行う。 ・校舎等施設の被害状況を確認する。 ・市から避難準備情報が発令された場合は、すべての授業、または学校行事を打ち切り、解除されるまで、休業とする。
・担任等の指示で、保護者の引き取りにより、下校する。	

2 校外指導中の場合

児 童 の 動 き	教 職 員 の 対 応
・全ての活動を中止し、宿舎等安全な場所に待避する。 ・増水した川や用水など、危険区域には、近づかない。 ・指示が出るまで、避難場所から離れない。	・児童の安全確保を図るとともに、その地域の災害に関する情報を入手し、状況を判断する。 ・学校に至急連絡をとり、児童の状況報告を行い、指示を仰ぐ。 ・学校に戻るようにするが、場合によっては、近くの避難所に一時待避し、状況に応じた対応をする。 ・遠足や林間学校などの場合、学校に至急連絡をとり、児童の状況報告等をし、校長の指示を仰ぐとともに、宿舎等で一時待機する。

3 登下校中の場合

児 童 の 動 き	教 職 員 の 対 応
・危険を感じた時にいる場所が、家と学校のどちらに近い か災害の状況などを判断して、安全な場所に避難する。 ・近くの安全な場所に一時避難して、家又は学校に連絡 するようにする。 ・屋根瓦、看板など飛んでくるものや切れた電線などに 注意する。 ・異常に増水した川や用水、又は橋に近づかない。 ・冠水した道路等では、側溝等に落ちないように注意す る。	・児童が登校している場合は、職員を通学路に配置し、下校中は職員を地区ご とにつき添わせる。 ・事前に風水害が予想される場合、臨時休校、登校時間を遅らせる等の措置に ついて、児童、教職員に携帯メールによる連絡等で通知する。 ・早急に児童の安否を把握する。 ・風雨がおさまリ、遅れて登校させたり、下校させたりする場合は、教職員を 通学路に配置し、児童の安全を確保する。

4 児童が自宅等を中心に行動している場合（学校管理下外）

児 童 の 動 き	教 職 員 の 対 応
・屋根瓦、看板など飛んでくるものや切れた電線などに注意する。 ・異常に増水した川や用水、又は橋に近づかない。 ・自宅にいる場合は、保護者と行動し、窓や戸を閉め、安全を確保する。 ・外出している場合は、安全に気をつけ、すぐに自宅に戻るようにする。 ・まわりの状況に注意して帰宅する。 (異常増水、突風、屋根瓦や看板など飛んでくるもの、切れた電線など) ・浸水等の危険がある場合は、保護者とともに緊急避難する。	・校長は、教頭、教務主任等をメンバーに緊急時対応本部を設置する。 ・本部は、具体的な対応について打合せ、校長の指示を仰ぐ。 ・児童・教職員の安否の確認をする。 ・校舎等の被害状況を把握する。(校舎の破損等の状況、雨漏り、ガラス等の破損、倒木など) ・臨時休業等の措置を行う場合は、携帯メールによる連絡等で保護者に通知する。 ・教育委員会等へ連絡し、各種の情報を得る。 ・状況によって、校舎の3階を近隣の住民の避難場所とするため、校舎等を開け、その対応をする。 ・校内点検をし、修理必要箇所の確認を行う。